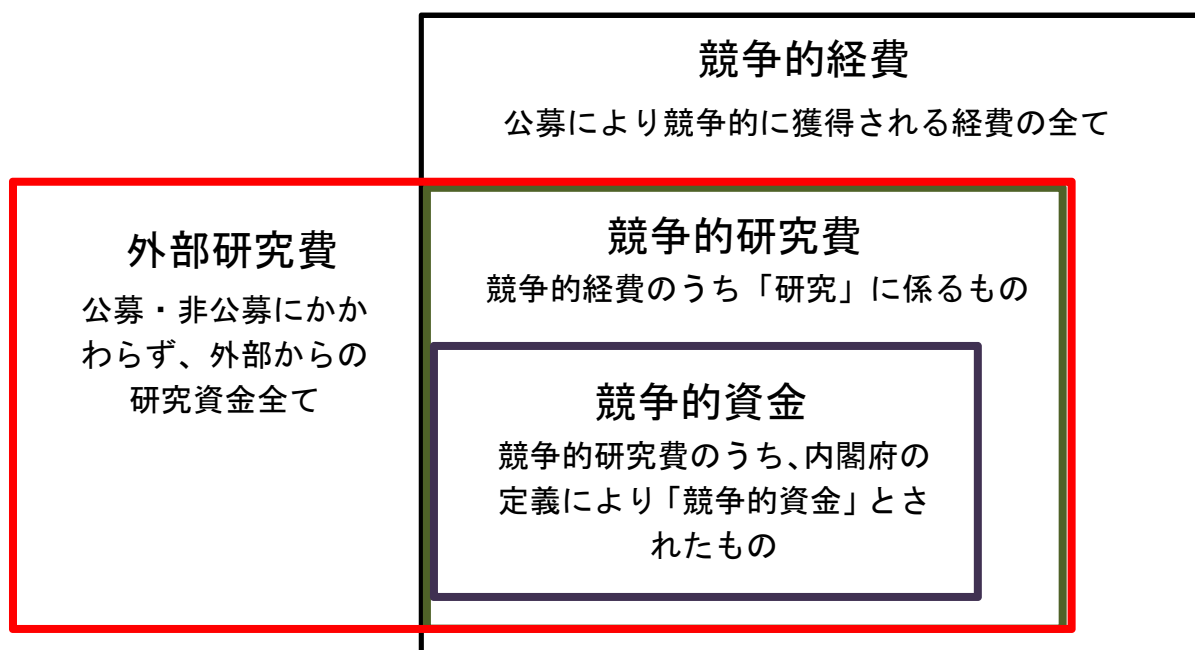


競争的研究費改革に関する論点整理（案）②

競争的研究費改革の必要性について

- 我が国の競争的研究費について、とりわけ学術研究や戦略基礎研究の「イノベーションの種を蒔き、育てる」役割には社会から一層の期待が寄せられており、それらへの現代的要請（挑戦性、総合性、融合性、国際性）に応え、また学術研究によって生み出された「知」を社会的・経済的価値の創造に向けて発展させていくことは、我が国の持続的な発展のために必要不可欠である。
- このような状況の中、イノベーションの源泉である新たな「知」がたゆみなく生まれるよう研究活動を活性化し、卓越した研究成果の持続的創出と次世代の人材育成を図るため、研究費の全体としての充実とともに、望ましい研究費政策について不断に検討を行うことが必要である。
- 競争的研究費の在り方に関する検討会においては、関連する委員会等の議論の進捗状況も踏まえつつ、今後順次論点を整理していくが、まずは論点1（うち間接経費の措置に関すること）及び2について方向性を示すため、事務局として論点整理を試みたものが資料4-3及び4-4である。
- これらの議論に当たっては用語の整理が必要である。以下の論点整理においては、「競争的資金」については既に内閣府により用語の定義がなされているためそれを踏襲しているが、それ以外については、当面の整理として、以下のように使い分けている。



「競争的経費」：大学、研究開発法人等において、公募により、文科省のみならず他府省や企業等から競争的に獲得される経費の全て。（⇔「基盤的経費」）

「競争的研究費」：「競争的経費」のうち、「研究」に係るもの。

「外部研究費」：「競争的研究費」に加え、公募によらない研究費（受託先を指定した受託研究事業など）を含む、大学等が機関外部から得る全ての研究資金。

「競争的資金」：資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金（第3期科学技術基本計画）。目的や研究開発対象が類似する競争的資金制度について整理統合が促進されてきた（47制度(21年度)→18制度(26年度)）。「競争的資金」に該当するものについては、原則として間接経費30%が既に措置されている。